

財政制度等審議会 財政投融资分科会  
編成上の論点

独立行政法人福祉医療機構

平成 27 年 10 月 29 日  
財務省理財局

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

[平成 28 年度要求の概要]

(単位：億円)

区 分	28 年 度 要求額 (A)	27 年 度 計画額 (B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模 (契約ベース)	3,806	4,186	△380
福祉貸付	2,485	2,865	△380
医療貸付	1,321	1,321	—
事業規模 (交付ベース)	4,165	4,332	△167
財政投融资①	4,292	4,608	△316
財政融資	4,292	4,608	△316
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等②	△127	△276	149
財投機関債	200	200	—
再計 (①+②)	4,165	4,332	△167

[編成上の論点]

論点 1

民間金融機関は、最近、医療・福祉分野に積極的な融資姿勢をとっているが、独立行政法人福祉医療機構の融資は、政策的必要性、償還確実性及び民業補完の観点进行踏まえ、適正なものとなっているか。

論点 2

「地域医療構想の達成を推進する医療機関に係る経営安定化資金」の創設要求がなされているが、政策的必要性、償還確実性及び民業補完の観点から、適切な商品設計がなされているか。

## 編 成 上 の 論 点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容	論 点																				
<p>&lt;28 年度要求の概要&gt;</p> <p>○ 厚生労働省では、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備は重要な課題であり、国の財政状況が厳しい中、効率的なサービス提供態勢を確保するため、政策的誘導を行う福祉医療機構（以下「機構」という。）の融資の役割は引き続き重要として、以下のとおり 28 年度要求がなされている。</p> <p>福祉医療貸付事業の事業規模の推移 <span style="float: right;">(単位：億円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模（契約）</td> <td>3,061</td> <td>3,846</td> <td>3,592</td> <td>4,273</td> <td>4,320</td> <td>4,186</td> <td>3,806</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 22 年度～26 年度までは実績、27 年度は予算、28 年度は要求。</p>	年度	22	23	24	25	26	27	28	事業規模（契約）	3,061	3,846	3,592	4,273	4,320	4,186	3,806	<p><b>論点 1</b></p> <p>民間金融機関は、最近、医療・福祉分野に積極的な融資姿勢をとっているが、独立行政法人福祉医療機構の融資は、政策的必要性、償還確実性及び民業補完の観点から踏まえ、適正なものとなっているか。</p> <p><b>【論点に対する考え方】</b></p> <p>○ 機構の融資制度については、政策的必要性、償還確実性及び民業補完の観点から精査する必要がある。</p> <p>○ 機構は、国の福祉政策や医療政策に即して医療・福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため福祉貸付事業と医療貸付事業を行ってきたところ。</p> <p>この点につき、機構の中期計画では「民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。」としている。</p> <p>○ 機構の財務の健全性（財政融資の償還確実性）の確保の状況については、概ね以下のとおり。</p> <p>① 貸付事業の金利設定は、「基準金利＝調達コスト＋オペレーションコストの一部」であり、基本的に信用コストは含まれていない。</p> <p>他方、小口の無担保融資等を除き、融資時点の担保による債権保全率（担保徴求割合）は 100%。</p> <p>また、機構の貸倒引当金相当分や低利融資の利子補填分について一般会計から補給金（27 年度予算 53 億円）が手当てされている。</p>				
年度	22	23	24	25	26	27	28														
事業規模（契約）	3,061	3,846	3,592	4,273	4,320	4,186	3,806														
<p>(参考 1) <span style="float: right;">※括弧 [ ] 内は融資条件の概要</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">福祉貸付制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：20 年以内、融資率：70/75/80%]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営資金（運転資金）[基準金利+0.8%、償還期間：3 年以内、融資率：70/75/80%]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">主な 優遇 措置</td> <td>保育関連施設の整備 [融資率：90%に引き上げ]</td> </tr> <tr> <td>都市部における社会福祉施設等の整備 [償還期間：30 年以内、融資率：90%に引き上げ]</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー効果が 25%以上の設備備品資金 [融資率：90%に引き上げ]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">医療貸付制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：30 年以内、融資率：60/70%]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長期運転資金[基準金利+0.8%、償還期間：0～3 年、貸付限度額：1,000 万円]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">主な 優遇 措置</td> <td>医療施設の耐震化整備（病院）[融資率：95%に引き上げ]</td> </tr> <tr> <td>病院等に係る経営安定化資金（セーフティーネット） [償還期間：7 年以内、貸付限度額：1 億円に引き上げ]</td> </tr> <tr> <td>医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業[融資率：90%に引き上げ]</td> </tr> </tbody> </table>	福祉貸付制度		施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：20 年以内、融資率：70/75/80%]		経営資金（運転資金）[基準金利+0.8%、償還期間：3 年以内、融資率：70/75/80%]		主な 優遇 措置	保育関連施設の整備 [融資率：90%に引き上げ]	都市部における社会福祉施設等の整備 [償還期間：30 年以内、融資率：90%に引き上げ]	省エネルギー効果が 25%以上の設備備品資金 [融資率：90%に引き上げ]	医療貸付制度		施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：30 年以内、融資率：60/70%]		長期運転資金[基準金利+0.8%、償還期間：0～3 年、貸付限度額：1,000 万円]		主な 優遇 措置	医療施設の耐震化整備（病院）[融資率：95%に引き上げ]	病院等に係る経営安定化資金（セーフティーネット） [償還期間：7 年以内、貸付限度額：1 億円に引き上げ]	医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業[融資率：90%に引き上げ]	
福祉貸付制度																					
施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：20 年以内、融資率：70/75/80%]																					
経営資金（運転資金）[基準金利+0.8%、償還期間：3 年以内、融資率：70/75/80%]																					
主な 優遇 措置	保育関連施設の整備 [融資率：90%に引き上げ]																				
	都市部における社会福祉施設等の整備 [償還期間：30 年以内、融資率：90%に引き上げ]																				
	省エネルギー効果が 25%以上の設備備品資金 [融資率：90%に引き上げ]																				
医療貸付制度																					
施設整備資金等[基準金利+0.5%まで、償還期間：30 年以内、融資率：60/70%]																					
長期運転資金[基準金利+0.8%、償還期間：0～3 年、貸付限度額：1,000 万円]																					
主な 優遇 措置	医療施設の耐震化整備（病院）[融資率：95%に引き上げ]																				
	病院等に係る経営安定化資金（セーフティーネット） [償還期間：7 年以内、貸付限度額：1 億円に引き上げ]																				
	医療施設の再生可能エネルギー等施設整備事業[融資率：90%に引き上げ]																				

## 編成上の論点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容	論 点																																																																																																						
<p>(参考2) 銀行の貸出先別貸出金[福祉・医療(設備資金)]</p> <p>(単位：億円)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>銀行の貸出先別貸出金[福祉・医療(設備資金)] (単位：億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>銀行貸出残高</th> <th>信用金庫貸出残高</th> <th>銀行新規貸出</th> <th>信用金庫新規貸出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>11,410</td> <td>55,843</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>11,641</td> <td>57,469</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>12,007</td> <td>59,618</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>12,671</td> <td>63,466</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>13,110</td> <td>67,207</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 出典：日本銀行：預金・貸出関連統計</p> <p>(参考3) 機構の基準金利(20年)と民間金融機関の平均貸出金利の推移</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>基準金利と平均貸出金利の推移 (単位：%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>機構：基準金利(20年)</th> <th>日本政策金融公庫(中小)：基準金利(20年)</th> <th>貸出約定平均金利(国内銀行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FY23.01</td> <td>~1.4%</td> <td>~2.8%</td> <td>~1.2%</td> </tr> <tr> <td>FY23.02</td> <td>~1.4%</td> <td>~2.7%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY23.03</td> <td>~1.4%</td> <td>~2.6%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY23.04</td> <td>~1.3%</td> <td>~2.5%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY24.01</td> <td>~1.2%</td> <td>~2.4%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY24.02</td> <td>~1.2%</td> <td>~2.3%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY24.03</td> <td>~1.1%</td> <td>~2.2%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY24.04</td> <td>~1.1%</td> <td>~2.1%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY25.01</td> <td>~1.2%</td> <td>~2.6%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY25.02</td> <td>~1.2%</td> <td>~2.5%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY25.03</td> <td>~1.1%</td> <td>~2.4%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY25.04</td> <td>~1.0%</td> <td>~2.3%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY26.01</td> <td>~1.0%</td> <td>~2.3%</td> <td>~1.1%</td> </tr> <tr> <td>FY26.02</td> <td>~0.9%</td> <td>~2.3%</td> <td>~1.0%</td> </tr> <tr> <td>FY26.03</td> <td>~0.8%</td> <td>~2.0%</td> <td>~0.9%</td> </tr> <tr> <td>FY26.04</td> <td>~0.8%</td> <td>~2.0%</td> <td>~0.9%</td> </tr> <tr> <td>FY27.01</td> <td>~1.0%</td> <td>~2.1%</td> <td>~1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 出典：日本銀行：貸出約定平均金利</p>	年度	銀行貸出残高	信用金庫貸出残高	銀行新規貸出	信用金庫新規貸出	22年度	11,410	55,843	-	-	23年度	11,641	57,469	-	-	24年度	12,007	59,618	-	-	25年度	12,671	63,466	-	-	26年度	13,110	67,207	-	-	年度	機構：基準金利(20年)	日本政策金融公庫(中小)：基準金利(20年)	貸出約定平均金利(国内銀行)	FY23.01	~1.4%	~2.8%	~1.2%	FY23.02	~1.4%	~2.7%	~1.1%	FY23.03	~1.4%	~2.6%	~1.1%	FY23.04	~1.3%	~2.5%	~1.1%	FY24.01	~1.2%	~2.4%	~1.1%	FY24.02	~1.2%	~2.3%	~1.1%	FY24.03	~1.1%	~2.2%	~1.0%	FY24.04	~1.1%	~2.1%	~1.0%	FY25.01	~1.2%	~2.6%	~1.1%	FY25.02	~1.2%	~2.5%	~1.0%	FY25.03	~1.1%	~2.4%	~1.0%	FY25.04	~1.0%	~2.3%	~1.0%	FY26.01	~1.0%	~2.3%	~1.1%	FY26.02	~0.9%	~2.3%	~1.0%	FY26.03	~0.8%	~2.0%	~0.9%	FY26.04	~0.8%	~2.0%	~0.9%	FY27.01	~1.0%	~2.1%	~1.0%	<p>② 機構は、独法改革に伴い、27年10月から金融庁検査の対象となり、今後、検査が実施されることとなる。</p> <p>なお、機構の26年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権比率は、2.1%(25年度末2.4%)と低水準で推移している(公庫8.9%、商工中金4.1%)。</p> <p>○ 機構の民業補完の観点からの取組みは、概ね以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「協調融資制度」の対象の拡充(ex. 27年度より医療貸付も対象)</li> <li>②全国地方銀行協会との意見交換</li> <li>③民間金融機関へのノウハウの提供(25年度2回、26年度2回)</li> <li>④事業者への協調融資制度の案内と民間金融機関の支援体制の確認</li> </ol> <p>○ 他方、民間金融機関では、最近、医療・福祉を成長分野として捉え専担部署を設置する等の取組みを行っており、民間金融機関の医療・福祉分野への融資は、新規貸出及び貸出残高ともに増加傾向にある(参考2)。</p> <p>○ また、機構の20年物の貸付金利水準は、国内銀行の貸出平均金利(貸付期間1年以下が中心)と同水準となっている(参考3)。</p>
年度	銀行貸出残高	信用金庫貸出残高	銀行新規貸出	信用金庫新規貸出																																																																																																			
22年度	11,410	55,843	-	-																																																																																																			
23年度	11,641	57,469	-	-																																																																																																			
24年度	12,007	59,618	-	-																																																																																																			
25年度	12,671	63,466	-	-																																																																																																			
26年度	13,110	67,207	-	-																																																																																																			
年度	機構：基準金利(20年)	日本政策金融公庫(中小)：基準金利(20年)	貸出約定平均金利(国内銀行)																																																																																																				
FY23.01	~1.4%	~2.8%	~1.2%																																																																																																				
FY23.02	~1.4%	~2.7%	~1.1%																																																																																																				
FY23.03	~1.4%	~2.6%	~1.1%																																																																																																				
FY23.04	~1.3%	~2.5%	~1.1%																																																																																																				
FY24.01	~1.2%	~2.4%	~1.1%																																																																																																				
FY24.02	~1.2%	~2.3%	~1.1%																																																																																																				
FY24.03	~1.1%	~2.2%	~1.0%																																																																																																				
FY24.04	~1.1%	~2.1%	~1.0%																																																																																																				
FY25.01	~1.2%	~2.6%	~1.1%																																																																																																				
FY25.02	~1.2%	~2.5%	~1.0%																																																																																																				
FY25.03	~1.1%	~2.4%	~1.0%																																																																																																				
FY25.04	~1.0%	~2.3%	~1.0%																																																																																																				
FY26.01	~1.0%	~2.3%	~1.1%																																																																																																				
FY26.02	~0.9%	~2.3%	~1.0%																																																																																																				
FY26.03	~0.8%	~2.0%	~0.9%																																																																																																				
FY26.04	~0.8%	~2.0%	~0.9%																																																																																																				
FY27.01	~1.0%	~2.1%	~1.0%																																																																																																				

## 編成上の論点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容	論 点
	<p>○ こうした状況の下、民間金融機関には、以下のような意見がある。</p> <p>① 制度上設定されている融資率は機構より民間金融機関が低くなっている。</p> <p>② 機構が低利かつ長期の条件で融資することにより、民間金融機関の融資機会の喪失や、借入希望者からの民間金融機関に対する金利引下げ要求につながっている。</p> <p>③ 機構が担保設定を行う際に、融資対象物件に第1順位の抵当権を設定してしまうため民間金融機関の債権保全が劣後する。</p> <p>○ 機構は、これまでもその融資制度について適宜廃止や見直しを行ってきたところであるが、28年度においても現下の民間金融機関の資金供給の動向等を踏まえ、真に重点化されているか確認する必要がある。</p> <p>○ 償還確実性や民業補完の観点からは、本年10月より金融庁検査が導入されたことを踏まえ、基準金利に信用コスト分を加えた上で、担保設定を他の金融機関と同順位とすることも考えられるのではないか。</p> <p style="padding-left: 2em;">他方で、機構が第1順位の抵当権を設定することで病院等の事業継続を可能としているとの政策的意義もあると考えられるが、これとの関係をどのように考えるか。</p>

## 編成上の論点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容								論 点
(参考4) 福祉貸付の「協調融資制度」(併せ貸し)の26年度における利用実績 (単位：億円)								<p>○ また、機構も「協調融資制度」を民業補完のための取組みとして位置付けているが、融資対象によっては本制度の利用率が低くなっていることや(参考4)、本制度についての覚書を交わした金融機関の2割程度が一度も利用していない状況(参考5)にあることを踏まえ、例えば機構の知見やノウハウを民間金融機関と一層共有できるように案件組成にあたり民間金融機関との意見交換回数を増やすなど、制度面や運用面で改善に取り組む必要があるのではないか。</p> <p>(参考6) 民間金融機関における協調融資制度と機構の「協調融資制度」</p> <p><b>【民間金融機関同士の協調融資制度】</b></p> <p>一つの企業に対し融資する場合に二つ以上の銀行が融資団を結成し、主取引銀行が幹事となり、貸出金額、貸出分担割合、貸出条件(利率・期間)などを銀行間で協定して行うもの。</p> <p><b>【機構の「協調融資制度」】</b></p> <p>機構が融資を行う場合に、機構との間で覚書を締結した民間金融機関が当該事業に対して併せて融資を行うものであり、貸付の可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定するもの。いわゆる併せ貸し的一种。</p> <p>この制度を利用する民間金融機関の具体的なメリットとしては、福祉貸付において基本財産を民間金融機関に担保に供する場合、社会福祉法人が行う所轄庁(地公体)の承認が不要となる点が挙げられる。</p>
区分	制度対象件数	制度利用件数	総事業費	機構貸付金	民間金融機関貸付金(協調融資)	補助金等	自己資金等	
老人福祉施設	406	(43.1%) 175	1,675	(59.2%) 992	(12.8%) 215	(23.5%) 393	(4.5%) 75	
障害者福祉施設	174	(14.4%) 25	70	(47.4%) 33	(15.5%) 11	(22.5%) 16	(14.7%) 10	
児童福祉施設	558	(7.7%) 43	134	(35.5%) 48	(13.3%) 18	(41.3%) 55	(9.9%) 13	
その他	9	(66.7%) 6	18	(59.0%) 11	(22.3%) 4	(17.0%) 3	(1.7%) 0	
計	1,147	(21.7%) 249	1,897	(57.1%) 1,084	(13.0%) 247	(24.6%) 467	(5.2%) 99	
※ 表中の括弧( )書きは制度対象件数・総事業費に対する構成比								
(参考5) 福祉貸付の「協調融資制度」(併せ貸し)の金融機関の利用実績								
	覚書締結機関数(累計)		利用機関数					
24年度	300		80					
25年度	319		134					
26年度	328		109					
※ 26年度末において、覚書締結後一度も制度を利用していない金融機関は61となっている。								

## 編成上の論点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容	論 点																						
<p>&lt;地域医療構想の達成を推進する医療機関に係る経営安定化資金の創設&gt;</p> <p>○ 新規要求「地域医療構想の達成を推進する医療機関に係る経営安定化資金」の制度設計は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">要求制度の概要</th> <th style="width: 60%;">(参考) 既存制度の融資条件 [経営安定化資金：病院]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金用途</td> <td>地域医療構想を達成するために医療機能を変更(例「急性期」から「慢性期」)する病院等が経営改善のために必要な資金</td> <td>病院等が①一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び②経営改善のために必要な資金</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">融資条件</td> <td>償還期間(償還方法等)</td> <td>10年以内(満期一括償還)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5億円(融資比率は定めない)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>機構基準金利+<math>\alpha</math></td> </tr> <tr> <td>貸付原資</td> <td>財政融資資金からの借入等</td> <td>7年以内(据置1年、毎月または3か月毎の元金均等償還または元利均等償還)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機構基準金利(5年)+0.8%(27.10.9現在:0.9%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政融資資金からの借入等</td> <td>財政融資資金からの借入等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 地域医療構想の達成を推進する医療機関に係る経営安定化資金については、必ず医療機関のメインバンク(民間金融機関)と機構が連携した経営改善を実施するとしている。</p>		要求制度の概要	(参考) 既存制度の融資条件 [経営安定化資金：病院]	資金用途	地域医療構想を達成するために医療機能を変更(例「急性期」から「慢性期」)する病院等が経営改善のために必要な資金	病院等が①一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び②経営改善のために必要な資金	融資条件	償還期間(償還方法等)	10年以内(満期一括償還)	貸付限度額	5億円(融資比率は定めない)	貸付利率	機構基準金利+ $\alpha$	貸付原資	財政融資資金からの借入等	7年以内(据置1年、毎月または3か月毎の元金均等償還または元利均等償還)			機構基準金利(5年)+0.8%(27.10.9現在:0.9%)		財政融資資金からの借入等	財政融資資金からの借入等	<p><b>論点2</b></p> <p>「地域医療構想の達成を推進する医療機関に係る経営安定化資金」の創設要求がなされているが、政策的必要性、償還確実性及び民業補完の観点から、適切な商品設計がなされているか。</p> <p><b>【論点に対する考え方】</b></p> <p>○ 財政融資にかかる新規の制度要求については、政策的必要性、民業補完性及び償還確実性の観点から精査する必要がある。</p> <p>○ 本要求は、「地域医療構想を達成するために医療機能を変更する病院」が経営改善を必要とする場合にその支援を目的とするものであり、政策的必要性は認められるが、経営改善が必要かどうか見極める適切な制度設計をどのように構築していくのか精査する必要がある。</p> <p>○ また、本制度要求の融資条件は、10年以内の満期一括償還、貸付限度額5億円、貸付金利は機構基準金利+<math>\alpha</math>との要望がなされているが、以下の点を精査する必要がある。</p> <p>① 10年という期間は、対象病院等の経営改善との政策的必要性和整合的なものとなっているか。</p> <p>② 満期一括償還との商品性は、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンや商工中金のグローバルニッチトップ支援貸付制度で用いられているものであるが、これらの対象事業は再生や新事業展開等のリスクはあるもののアップサイドが期待できるものである。</p>
	要求制度の概要	(参考) 既存制度の融資条件 [経営安定化資金：病院]																					
資金用途	地域医療構想を達成するために医療機能を変更(例「急性期」から「慢性期」)する病院等が経営改善のために必要な資金	病院等が①一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び②経営改善のために必要な資金																					
融資条件	償還期間(償還方法等)	10年以内(満期一括償還)																					
	貸付限度額	5億円(融資比率は定めない)																					
	貸付利率	機構基準金利+ $\alpha$																					
貸付原資	財政融資資金からの借入等	7年以内(据置1年、毎月または3か月毎の元金均等償還または元利均等償還)																					
		機構基準金利(5年)+0.8%(27.10.9現在:0.9%)																					
	財政融資資金からの借入等	財政融資資金からの借入等																					

## 編 成 上 の 論 点

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

要求の内容	論 点
	<p>他方、収入のほとんどが診療報酬である病院経営においては収入が安定的とのメリットはあるものの、大きなアップサイドは期待できない。こうした病院等に満期一括の償還方法を用いることに合理性はあるか。即ち大きなアップサイドが期待できない中では病院の自己資金による一括償還が困難となるおそれがある一方で、10年先の病院の状況が必ずしも見通せない中、満期時の借換を予め民間金融機関に期待することも困難と考えられる。したがって当該償還方法については償還確実性の観点から問題ではないか。</p> <p>③ 貸付限度額について5億円としているが、融資比率の定めはない。従来の経営安定化資金は、景気変動等により民間金融機関からの融資が困難な場合のセーフティーネットの役割を果たすものである。一方、本制度要求については予め一定の収入が見込めるものを対象としている。貸付限度額のみを定め融資比率を定めない点については民業補完の観点から問題ではないか。</p> <p>④ 本制度要求は財政融資を原資として機構が初めて行う満期一括償還型の商品となるため、元金均等償還型や元利均等償還型と比べ機構の財務に対するリスクが高い商品となっている。本年10月以降初めて金融庁検査が可能となる中で、こうした商品について信用リスクを十分に反映した上で、モニタリング等を行うにはリスク管理の高度化が必要であり、現時点でリスク管理態勢が十分なものとなっているか。</p>